平成２１年（フ）第１８０号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町31番５号　上川内住宅２号棟13号室
債務者　菊川ミサ子
１　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
鹿児島県薩摩郡さつま町湯田653番地１、住民票上の住所鹿児島県薩摩郡さつま町神子594番地２
債務者　玉利真由美
１　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
鹿児島県薩摩郡さつま町湯田653番地１、住民票上の住所鹿児島県薩摩郡さつま町神子594番地２
債務者　玉利　道太
１　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
沖縄県那覇市字小禄315番地　サニーコートテルヤ203
債務者　上原利恵子
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３８６号
沖縄県那覇市曙３丁目９番１―801号　あけぼの市街地住宅
債務者　森田めぐみ
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３９１号
沖縄県豊見城市字豊見城68番地１　第一上原マンション203号
債務者　翁長　正昭
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５０８号
沖縄県中頭郡西原町字与那城46番地の２
債務者　大城　真弓
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１８５２号
仙台市青葉区柏木１丁目９番11号　ヒロレジデンス柏木105
債務者　里館　　勝
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４３号
仙台市泉区館６丁目１番地の106
債務者　藤原　弥那
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４号
仙台市泉区泉ケ丘４丁目10番17号　光山ハイツ201
債務者　山田　明美
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
仙台市青葉区台原２丁目９番３―105号
債務者　米倉　宣夫
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
仙台市太白区山田上ノ台町10番32号
債務者　星　　由美
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
仙台市若林区六丁の目南町２番83―303号
債務者　清水　彩子
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
仙台市太白区中田町字前沖92番地の４
債務者　鹿野いつ子
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４７１号
山梨県中巨摩郡昭和町西条3806番地１　ラフィーネ昭和町モデリア402号
債務者　野口　真介
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２７号
山梨県南アルプス市六科1292番地５
債務者　山下　由美
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
山梨県甲斐市篠原3003番地１宮崎住宅
債務者　東條美恵子
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　甲府地方裁判所民事部破産係